令和4年第2回定例会総務委員会会議録

令和 4 年 6 月 13日 午前 10時 全員協議会室

出席者氏名

 油原
 信義
 委員長
 後藤
 光秀
 副委員長

 伊藤
 悦子
 委員
 山崎
 孝一
 委員

 椎塚
 俊裕
 委員
 寺田
 寿夫
 委員

 大野誠一郎
 委員

執行部説明者

市 長 萩原 勇 市長公室長 木村 博貴 総務部長 大貫 勝彦 議会事務局長 足立 典生 危機管理監 中嶋 正幸 会計管理者 松本大 財政課長 富塚 祐二 情報管理課長 菊地 紀生 企 画 課 長 契約検査課長 平野 総雄 岡野 功 まちの魅力創造課長 廣田 裕一 危機管理課長補佐 猪瀬 康之(書記)

事 務 局

主 查 深沢伸一郎

議 題

令和4年陳情第2号

中華人民共和国ウイグル人権問題に関する陳情

議案第1号 龍ケ崎市入札等監視委員会条例について

議案第7号 令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項に ついて

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第15号))の所管 事項について

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○油原委員長

ここで傍聴の皆様に一言申し上げます。

会議中はご静粛にお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。

本日の議案審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため、1時間を目安に休憩をとりながら会議を進めて参ります。また、説明員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に関わる対応方針に基づき、議案に関連する所管課のみの出席とさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、令和4年陳情第2号、議案第1号、議案第7号の所管事項、報告第3号の所管事項、以上4案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでありますが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、陳情の審査を行います。

令和4年陳情第2号 中華人民共和国ウイグル人権問題に関する陳情についてです。

陳情書の内容については、お手元に配付の陳情文書表の通りであります。

この後、休憩中に総務委員会協議会を開会いたします。

休憩いたします。

〔休憩〕

○油原委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員

なんか陳情者の方の話が、なかなかこういう人権侵害に関して駄目なんだっていうことの気持ちはあるんだっていうふうには思います。

ただ、この陳情文書も見てまして、やっぱり人権侵害は駄目なんだ、それを、 やっぱり市民の人たちも認めないっていうことについては、やはり私は陳情は採 択してもいいと思います。

国がどんなことをしてるかって言えば、やっぱり中国に対して、はっきりきちんとそれはおかしいんだって言ってるかって言ったら、まだそういう状態ではないと思うんですね。そういうことを思えば、もっとしっかりと国が、国会でも決議はしてるわけですから、もっとはっきりと言ってもいいっていうふうに私は思ってるので、この陳情については賛成したいというふうに思っています。

後藤委員。

○後藤委員

私も伊藤委員同様に、賛成の立場なんですけれども、やはり先ほど陳情提出者からのご説明の中でも、まだまだ正直はっきりしていない部分というか、詳細に詰めていない部分というか、そういったところも、何点か見当たるというのもよく自分も理解できます。

ただ、申し訳ないんですけども、本当に正確じゃないかもしれないんですけれども、在住されているウイグル人の数が確か2,000とか3,000とか4,000とか忘れてしまいましたけれども、結構いらっしゃいまして、その日本に在住されているウイグル人の方々が、実際に親族を人質にとらえられるかのような脅迫ですとか、こういった実態を、この身の危険としてですね、社会に日本に抗議の声を上げているというのは、これはもう現実です。

これは現実ですので、そういった観点から僕はちょっと思いを込めている側なんですけれども、例えばアメリカでは、これはもうジェノサイドとして決定している、認定している、これも事実です。

そういったところからも含めると、やはりこの陳情事項の一番下段のところで、 先ほど、山﨑委員の方からも、「中国官憲と思われる」っていうふうな文言がなければというところも確かに引っかかるところでもあるんですが、あくまでもこの日本国内のウイグル人への脅迫行動の取り締まりですとか、警視庁に対して指示をする政府に意見書を提出してくださいということであって、このままの提出ではないという認識だと思って、陳情提出者は先ほど発言したと思っているんですね、そういった観点からも含めて、やはり最初に冒頭に話した通り、やはりここには水戸市議会と書いてありますけれども、水戸市議会の他にも、常総市ですとか阿見町ですとか、つくば市、北茨城市、那珂市と、同様な、この意見書の提出を行っているという事実がありますから、私も龍ケ崎市議会としては同様のこういった意見書を提出すべきではないかというふうな考えから、賛成の立場に回らせていただきます。

以上です。

○油原委員長

その他ございますか。

寺田委員。

○寺田委員

私、前回、この令和4年陳情第1号のときに、不採択の立場で話はさせていた だきました。

今回も、この陳情の人権問題の内容ということでは、実際に間違いなくあった というお話もございます。もちろん人権侵害とか、そういうことはあってはなら ないというのは誰でもそう思うことだと思います。

この陳情文書の中では、国連に調査を要求してというような文言がありまして、 しっかりと検証しなければならない部分もあると思います。それでも、中国は一 貫して否定しているというようなことです。

陳情事項について先ほどからお話がありましたが、実効性のある強い抗議行動、

どうも具体的に出てこない。また、先ほどからあるように中国官憲と思われる中国人というような文言もあって、ちょっと抽象的でよくわからないというようなことがあります。

陳情提出者におかれましても、ちょっと曖昧とかあやふやなんていう言葉も出ました。ですので、陳情事項、何を陳情したいのかわからないというような思いもあります。

ですから、やはり、ここでは、専門的な機関において、総合的に判断した、その上で対応するべき案件ではないかと思いますので、私は不採択とさせていただきます。

○油原委員長

山﨑委員。

○山﨑委員

この人権問題に関する陳情ですが、結論から言いまして、私は提出者には申し わけございませんが、不採択とさせていただきます。

といいますのも、やはり先ほど行った結果ですね、この陳情書の陳情事項、中国官憲と思われる中国人による在日ウイグル人、こちらの脅迫行為が明確または明快であれば賛成したと思うんですが、これちょっと大野委員も言ったように、被害届などの情報から警察は被害者に聞くしかないと思うんですよね。

ですから、そこら辺のグレーゾーンをきちっとやっぱり陳情で報告をお願いしたいと思います。

よって、私は不採択といたします。

○油原委員長

その他ございますか。

大野委員。

○大野委員

私は前回賛成しましたけれども、陳情事項について、具体的な説明がないものですので、今回は反対いたします。

何度でも出したいということですので、また出していただきたいと思います。

○油原委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

ご説明いただきましてありがとうございます。

先ほどちょっと質問させていただきましたように、大野委員が言っていたとおりであり、後段の二行に関してやっぱり曖昧な部分があるということで、前段の二行であれば大いに賛成させていただきますけど、後段の部分に関してやっぱりちょっとこれ陳情事項ですから、そこが曖昧であっては、このままで陳情っていう形で出すのはちょっと問題があるのかなと思いますので、不採択とさせていただければと思います。

○油原委員長

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

令和4年陳情第2号 中華人民共和国ウイグル人権問題に関する陳情につきま

しては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

「替成者 举手〕

○油原委員長

賛成少数であります。

よって、令和4年陳情第2号は不採択とすることに決しました。

続きまして、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ケ崎市入札等監視委員会条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 龍ケ崎市入札等監視委員会条例についてであります。

これは、官製談合再発防止対策検討委員会(第三者委員会)からのご提言に基づき、今後の対策の一つとして入札等の透明性及び公平性の確保を目的とする新たな委員会を設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

条例案は全10条で構成しておりまして、第1条につきましては、設置目的を明らかにしたものでございます。

市が発注する工事又は製造の請負、業務委託等に係る入札及び契約の内容を審査することで、透明性及び公平性を確保するということを規定しております。

第2条では、委員会の所掌事項を規定しており、第1項第1号では、市の工事 等に係る入札契約のすべての案件について報告を受けるということとしておりま す。

同項第2号では、すべての報告について委員が抽出した案件について審議する というようなことでございます。

なお、この抽出方法等につきましては別に規則で定めることとしております。

第3条では、委員の数を3名、第5条では委員長及び副委員長を定めるように 規定しております。

なお、委嘱する委員につきましては、第三者委員会からのご提言に、一定の見識を持った委員による検証を行うというようなご提言をいただいておりますので、現時点では弁護士、公認会計士、税理士等の方にお願いしたいと考えております。

また、付則におきまして、委員長は日額6,800円、委員は日額6,300円の報酬を定めるものとしております。

条例案の説明については以上でございます。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 伊藤委員。

○伊藤委員

何点かあるんですけども、まずこの審議案件の選び方はどんなふうになっているのかっていうこと。

これは、この条例を読みますと、年2回の開催かなっていうふうに思うんですけども、その辺も含めて、どんなふうな審議案件を選んでいくのかっていうことを初めにお聞きします。

平野契約檢查課長。

○平野契約検査課長

対象案件の選定方法につきましては、規則での定めとなります。

現時点での規則案では、委員会があらかじめ指名した委員が会議の開催30日前までに抽出するというようにしております。

この委員につきましては、令和4年度に行う第1回の会議で指名をする選定する委員の順番等を決定する予定であります。

また、抽出する数につきましては、現時点では想定で5件から7件程度というふうに考えておりますけれども、これにつきましても、委員会で柔軟に対応できますよう、委員の皆さんの協議の上で決定していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

それで、龍ケ崎市官製談合再発防止対策検討委員会で検討するということで案が出されてるんですけれども、この条例がまず非公開なのか公開なのかっていう質問と、この委員会の議決結果の概要は示すことになるのかならないのかっていうことについてお聞きします。

○油原委員長

平野契約検査課長。

○平野契約検査課長

会議の公開につきましては、部分公開という形をとるようになると考えております。会議の中で、市からの契約案件の概要説明を委員の皆さんにするようになると思うんですけども、そういった部分は公開が可能な部分というふうに考えております。

一方で、審議内容につきましては、市の契約制度における非公開情報、或いは 工事等の内訳書ですとか、或いは事業者情報などの内容について、委員からの質 問に応じて、市側から説明することになりますことから、そういった部分は非公 開になるというふうに考えております。

会議の結果につきましては、概要につきましては公開として、市の公式ホームページ等で公開するように考えております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

審議の途中経過を公開するっていうのが、いろんなことが無理だと思うんですけど、やっぱり審議結果とか、今度こういうものを審議しますということは、少なくとも、やはり今おっしゃったように公開していただきたいなっていうことをお願いします。

それと、要綱案というのは、いつごろ作成の予定なんですか。

○油原委員長

平野契約検査課長。

○平野契約検査課長

条例案をご承認いただいた後に、直ちに規則の方は作成したいと考えています。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

ぜひ、すぐ実施されてきちんとできるようにということで、それは急いでいただきたいなっていうふうに思います。

あと、1点なんですけど、第10条、現時点で考えられる必要な事項を市長が、 第10条 この条例で定めてるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事 項は市長が別に定めるということなんですけども、具体的なものが今わかって考 えられるものがあれば、教えてください。

○油原委員長

平野契約検査課長。

○平野契約検査課長

この部分については規則のほうで定めるものになりますので、今時点で規則案ということで内部で整調しているところですので、今時点ではお示しすることができないという状況でございます。

○油原委員長

その他ございますか。

後藤委員。

○後藤委員

私の方からは、2ページの一番上の第4条のところで、委員は公正かつ中立な立場で客観的に市工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容について審議を行うことができる。この学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するというふうに書かれておりますけれども、ここで言う学識経験者っていうのは、どういったご職業というか、どういった方々なのかという点と、もうすでにこの委員となられる方の選定というか、検討段階にすでに入られている方々がいらっしゃるのかどうか、その点をお聞かせください。

○油原委員長

平野契約検査課長。

○平野契約検査課長

学識経験者につきましては、弁護士、このほか公認会計士または税理士のどちらかの方、あわせて大学の教授相当の方にお願いしたいというふうに考えております。

選定の状況ですけれども、まだ議決いただいておりませんので、正式には手続きを進めておりませんけれども、それぞれの団体から推薦をいただけるような形で相談はして、内諾といいますか、内容について概ねご了承いただいてるというような状況でございます。

○油原委員長

後藤委員。

○後藤委員

それから、もう1点なんですけども、第6条でこの委員会の会議についてなんですけれども、この会議自体が大体年間どれくらい行われる予定か、お聞かせください。

○油原委員長

平野契約検査課長。

○平野契約検査課長

会議につきましては、定例会議という形で年2回を予定しております。これは、 1年間を半分に区切りまして、その間の契約案件について、それぞれご審議いた だきます。

この他、必要があると委員会の方で判断した場合には、臨時会議という形で会議を開催できるようにしておりますので、原則的には2回開催というふうに考えております。

○油原委員長

その他ございますか。

大野委員。

○大野委員

委員の入札に関する諮問等については、第2条の再苦情の申し立てについて市 長の諮問に応じて審議することということになるんでしょうか。

つまり、回答を不服として、再度市長に申し立てられた苦情をいうという再苦情の範囲に入るのかな。或いは、委員会に対しての直接、そういった入札に対する疑問を申し立てることはできるとは書いてないから、いうなれば市民の入札に対する疑問に対して、どのように答えるかということをお尋ねしたいと思います。

○油原委員長

平野契約検査課長。

○平野契約検査課長

市民からのそういったご意見につきましては、今、議員が言っていただいた通り、この条文の中に具体には書いてございませんけれども、こういったものに関して、委員会が必要と判断した場合は第2条の第1項第4号、前3号に掲げるもののほか、市工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関し必要な事項について審議するというふうにございますので、そういったことがあった場合は、この部分でお受けするというようなことで考えております。

○油原委員長

その他ございますか。

ないようですので、採決をいたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の

所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書、別冊9ページをお願いいたします。

議案第7号 令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)でございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億849万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ261億6,451万1,000円とするものでございます。その他、継続費及び債務負担行為、地方債について補正を行っております。

12ページをお願いいたします。

○木村市長公室長

第2表の継続費補正となります。

2段目、衛生費、保健衛生費の新保健福祉施設実施設計費です。

新保健福祉施設整備工事と現在の保健センターの解体工事に係ります実施設計及び新施設の建築確認申請手数料について、来年度までの継続費を新たに設定しようとするものでございます。

○大貫総務部長

続きまして、第3表 債務負担行為補正でございます。

これは、窓口申請支援システムの利用契約について、令和5年度から令和9年度まで限度額1,397万3,000円の設定を行うものでございます。

○木村市長公室長

その下、第4表 地方債補正となります。

2段目、新保健福祉施設整備事業です。

今ほど継続費でご説明しました当該施設の実施設計業務委託に係る起債の設定となります。充当率は75%です。

続きまして歳入になります。

15ページをお開きください。

二つ目の箱となります。

国庫支出金の総務費国庫補助金、総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時交付金(総務管理)となります。

企画課所管で当初予算に計上しております、まちなか元気アップ支援事業、財政課所管の財務会計システムと電子決済システムの導入、情報管理課所管のオンラインでの窓口申請支援システムの整備及び都市計画課所管の交通事業者への事業継続補助金に充当して参ります。

その下、民生費国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対策で児童福祉分となります。

こども家庭課所管の保育施設等へ配置する抗原検査キットの購入に充当するものとしております。

その下、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金(保健衛生)でございます。

保険年金課所管のPCR検査及び抗原検査費用の助成、健康増進課所管の自宅 療養者への食料品等の配送支援や、感染拡大防止物品の購入に充当して参ります。 その下になります。

土木費国庫補助金の中で都市計画費補助金、新型コロナウイルス関連の補助金と交付金です。都市計画分となります。

都市施設課所管の龍ヶ岡公園トイレの様式化工事等に充当して参ります。

その下、教育費国庫補助金となります。

保健体育費補助金で、こちらも新型コロナウイルス関連の保健体育分です。

学校給食センター所管の学校給食の食材の価格高騰に対して、学校給食の安定供給ための支援に充当して参ります。

その下、社会教育費補助金で、これもコロナウイルス対応になります。社会教育分です。

文化・生涯学習課所管の歴史民俗資料館のトイレの洋式化工事等に充当して参ります。

その下、商工費国庫補助金となります。こちらも新型コロナウイルス感染症対応で商工分となります。

商工観光課所管のプレミアム商品券発行事業に充当して参ります。

その下、消防費国庫補助金となります。こちらも新型コロナウイルス関連で消防分です。

危機管理課所管の避難所関連備品の購入に充当して参ります。

○大貫総務部長

- 一番下になります。
- 一般会計繰越金です。1,253万8,000円の計上で財源調整をさせていただきました。

17ページをお願いします。

○木村市長公室長

こちらも一番下になります。

市債です。衛生費債、保健衛生債、新保健福祉施設整備事業債です。

先ほど、地方債補正でご説明した通りでございます。

歳入は以上となります。

歳出に移ります。

19ページをご覧ください。

○大貫総務部長

19ページー番上からでございます。

入札等監視委員会費でございます。

こちらは、先ほど議案第1号で説明いたしました監視委員会の委員さんの報酬 及び費用弁償を計上したものでございます。

今年度につきましては、最初の任命関係打ち合わせの会議プラス定例会という ことで3回を計上したところでございます。

その下、財政事務費でございます。

こちらにつきましては、月額払いで債務負担行為を設定しております新財務会計システムの構築分の一部、電子決済機能等につきまして、先ほど歳入で説明がありましたコロナウイルスの地方創生臨時交付金なども活用し、電子決済機能等の構築について一括払いを行おうとするものでございます。

備品購入費につきましては、電子決済等に必要となる請求書等読み込み用のスキャナーの購入費用でございます。

その下です。

窓口申請支援システム整備費でございます。

こちらは、書かせない窓口サービスを念頭に、窓口申請支援システムを導入し、 住民異動届などを対面で行う手続きを、オンライン事前申請と書かない窓口シス テムを組み合わせ、接触機会と対面滞在時間の短縮を図ろうとするとともに、円 滑な手続きにより住民サービスの向上を目的としたものでございます。

申請システムの構築に、委託料として1,865万2,000円、その他、システムの利用料、先ほど債務負担行為を設定させていただきましたが、今年度分として2ヶ月分を計上しているところでございます。

○木村市長公室長

その下、地域振興事業です。

需用費ですが、こちらは令和2年度から展開しております、地域での消費を促す取組でございます、龍ケ崎ありがとうアクション事業の周知にかかるポスター500枚の増刷とパンフレット5,000部の作成にかかるものでございます。

21ページをご覧ください。

○大貫総務部長

21ページです。

上から2段目、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費でございます。

総額で1,280万2,000円を計上させておりますが、12番委託料の食料品等配送の900万円につきましては、健康増進課の所管となります。

その他のものでございますが、需用費105万2,000円につきましては、消毒用アルコールや検査キット等の購入費用を見込んでおります。

17備品購入費につきましては、公共施設用空気清浄機の購入費を見込んでおります。

○木村市長公室長

その下の下になります。

新保健福祉施設建設事業です。

役務費の手数料でございますが、新施設の建築確認申請に係る手数料となって おります。

委託料につきましては、新施設整備工事の実施設計と現保健センターの解体工事の実施設計の継続費のうち、今年度分の委託料となります。

23ページをご覧ください。

○中嶋危機管理監

消防費に移ります。

防災活動費1,553万9,000円でございます。

これは令和3年度に策定いたしました、避難所運営マニュアル(感染症対策編)に基づきまして、避難所運営に係る必要物資を購入することで万全を期した感染症対策を踏まえた避難所運営対策を構築しようとするものでございます。

10需用費でございますが、浸水想定区域の小学校体育館5施設分の間仕切りとして、防災テント500個分の費用をはじめといたしまして、避難所となる小学校体

育館及び土砂災害時に避難所として開設するコミュニティセンター等に、放射体温計20個、体調不良者対応用防護服、そして消毒廃棄物処理用防護服をそれぞれ20着購入いたすものでございます。

次に備品購入費でございます。

調整区域によるマンホールトイレが未整備の小学校3施設分のトイレテント、 併せまして避難所となる小学校13施設分のヘキサゴンテントの費用となります。 説明については以上でございます。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりました。

質疑等ありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

新保健福祉施設です。

21ページの実施設計ということなんですけれども、今度変更になったわけですけども、変更前と今度の設計の違いはどんなところがあるのかなっていうことを、まず初めにお聞きします。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

今般の見直しによりまして、基本設計と違った所というご質問かと思います。 主な変更点について申し上げますと、まず1階部分につきましては、従来、健 康づくり・子育て支援等の機能を入れるということで進めてきたんですけども、 その機能に加えまして、福祉関連機能も含めてワンストップ化を目指したことに より事務スペース数を増やしたこと、またプライバシーを確保するため個室の相 談室を設置することとしたことによりまして、そのあたりの面積が変わっており ます。

2階につきましては、今般の新型コロナのような感染症の発生の可能性も踏まえまして、有事の際には2階フロアを感染症対策の拠点として機能させることができるよう、感染症対策に資する部署の設置を想定した事務スペースを設けたところでございます。これに伴いまして、もともと2階にありました栄養実習室が3階に移ったということになります。

3階につきましては、多目的スタジオを追加したことと、会議室の割り振りを 変えたというところが主な内容でございます。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

いろんな対応を考えるようになったんだなっていうのは感じます。

それで、保健センターの今までのエリアの面積と、今回保健センター部分として使えるエリアは何㎡で、今までの面積との比較はどうなのかっていうことと、結局そこが大変だから、今度建て替えるっていうことになったと思うんですけども、その辺のことについてお伺いします。

岡野企画課長。

○岡野企画課長

現施設との面積の比較というようなことでございます。

現施設につきましては、施設の全部、延べ床面積で800㎡程度ございます。

新施設につきましては、1階に配置する予定の今の健康増進課の事務スペースでありますとか、2階に配置する健診スペースだけでも約1,000㎡となります。これ以外に、エントランスでありますとか、会議室でありますとか、トイレとか共用部分もございますので、現状に比べて十分なスペースを確保した中での業務が可能になると考えております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

今、保健センターに行くと、人がやっと通れるみたいな感じだし、お部屋の中には書類が、机の上には書類がこんなにたくさん溜まってっていうことなんで、すごくその辺がきちんとなるのかなっていうことがちょっと心配したわけです。

それで、トイレの数がちょっとこの数で、3階なんかはどれぐらいの人が入るか想定してるのかっていうのはわからないんですけども、トイレの数の決定の仕方って、これで足りるのかなって、素人の私が思ったんですけど、その辺はどんなことで決定したのかお伺いします。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

トイレの数というご質問ですが、今の設計の中では1階から3階、それぞれの階にトイレを配置するというような計画でございます。通常の男女別トイレの他に、誰でもトイレというのを1階から3階まで確保、配置するという予定で、それにプラスして1階にお子様用というか子ども用のトイレを配置する予定です。

トイレの数につきましては、利用想定人数とか、トイレの占有時間とか、そういったことをベースに必要数を確保しているというような状況でございます。 以上です。

○伊藤委員

大丈夫って考えていいわけですよね。

それと、見させていただいた設計図なんですけど、この中には3階のスタジオなんか有償ですよね。それと、保健センターの空き時間には市民が食育指導で使うところを、市民に使ってもらえるようにできるっていうところも有償ですよね。あと、会議室なんかも有償になってるんですけど、これをちょっと市民の方に見せたら、有償なんかとんでもないと言うんですよね。

やっぱりコミュニティセンターみたいに無償で使えるようにしてもらえない限りは使いづらいって言っているんですけど、その辺はもう有償ありきなんですか。 私は、とにかく検討して無償でやってほしいと思うんですけど、その辺についてお伺いします。

岡野企画課長。

○岡野企画課長

3階部分についての質問で、栄養実習室とか、会議室、あと多目的スタジオは 市の事業として使用していない時間帯については、有償での貸出というのを想定 しております。

これにつきましては、受益者負担の観点とか、あと他の施設とのバランスも考慮しながら、有償で貸出しをするということで想定したものでございます。

詳細については、他の施設との兼ね合いとかバランスを見ながら、貸出の値段 の設計とかを検討していきたいと思っております。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

高齢者も使うことも多いでしょうし場所がなかなかないっていうところで作ったんだと思うので、そこは有償で検討するっていうんじゃなくて、私としてはやはり無償で検討して欲しいということを強く要望しておきたいなっていうふうに思います。

あと、イベント広場、前回の全員協議会でも聞いたんですけども、10m×5mで、大体どれぐらいのイベントができるのかっていうのを、全員協議会の時はダンスの練習ができるみたいな感じでおっしゃってた部分があるんですけど、実感としてちょっとどうなのかなと思うので、その辺の検討っていうのは、どういうことで、こんなふうに使えるようにするのかっていうことについて、もう一度お聞きしたいなと思います。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

3階に設置することとした多目的スペースのことかと思います。

このスペースにつきましては、大きさで言うと大体60㎡ぐらいは確保しております。音楽を使いながらのダンスとかエアロビとか、そういうことをやるには、もともと大人数を入れてやるというのは想定しておりませんので、もともと市の事業として、そういったことをやるスペースとしては十分なスペースなのかなということで考えています。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

何人ぐらいの利用者が1回に使える想定なんですか。

大人数でないっておっしゃてるんですけど、ちょっと実感がわかないので。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

何人を想定してというのは特にないんですけども、大きさ的に学校の教室ークラス程度の大きさになりますので、そういったところでイメージしています。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

あと、最後なんですけども、健診場所は2階ですよね。検診車を使うときは、 駐車場なんですけど、そこから2階に行く動線というのがきちんとプライバシー が守られるような感じになってるのかどうかって、やっぱり非常に皆さん心配す るところなんで、その点についてお伺いします。

○油原委員長

岡野課長。

○岡野企画課長

2階の健診スペースから検診車がとまる1階のスペースの動線ということなんですけども、通常入り口の部分にはエレベーターと階段を設置するんですが、2階から1階の検診車に行くためには別の階段を、施設の一番近いところですね、2階から検診車まで最短で行けるようなところに階段を配置しております。

そこで、また検診車に行く前の待機スペースとか着替えスペースというのは検 診車の前のところに確保しております。

また、検診車も雨に濡れないような形で屋根の下で入れるような形に設定して おりますので、その辺は他の施設とか見ながら検討を進めてきたところですので、 その辺は問題なく移動はできるのかなと思います。

あと、プライバシーの関係ですけども、健診利用者については、最初、入口の 階段を上がって健診室に行ってしまえば、あとはその階段を使うことなく、健診 者専用の階段を使うことになりますので、その辺は、プライバシーは確保できる ものと考えております。

以上です。

○油原委員長

その他ございますか。

山﨑委員。

○山﨑委員

1点のみです。

別冊23ページです。

防災活動費、17の備品購入費686万2,000円について、危機管理監の話ではマンホールトイレと、それとテントを購入するということなんですけども、この配付先はどのようになってますか。

○油原委員長

中嶋危機管理監。

○中嶋危機管理監

備品購入費でございます。

備品購入費のまずトイレテントにつきましては、平成29年度からこれまでにマンホールトイレを市街化区域の小中学校等に15カ所設置して参りましたが、今般、 災害時に備えまして、未整備の小学校等に対しまして購入しようとするところで ございます。

その対象場所につきましては、川原代、大宮、北文間の3地区となります。

このトイレにつきましては、災害直後にインフラ復旧までに活躍するトイレと して、みんなでトイレと呼ばれてるものであります。

次に、ヘキサゴンテントでございます。

こちらは、13施設分を購入いたします。場所といたしましては、避難所を想定 しております、小学校13校分でございます。

以上です。

○油原委員長

山﨑委員。

○山﨑委員

はい、わかりました。 以上でございます。

○油原委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

21ページの新保健福祉施設建設事業についてなんですけど、1点教えていただきたいんですけど、2階の健診ペースということで説明いただいたんですけど、その他に感染症対策の対策室っていう部分でご説明があったんですけども、このスペースっていうのは通常、感染症対策室にするような設定をしてるということで、このスペースというのは、通常はどういう形になってるんですか、感染症がない場合、通常の場合。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

2階の事務スペースなんですけども、こちらは2階を今回の新型コロナのような感染症がもし次に起きた際には、こちらを健診スペースとあわせて感染症対策の拠点として使いたいというふうなことで、2階に今回の見直しの中で事務室をもっていたというところでございます。

今で言えば、新型コロナワクチン対策室等が入るようなイメージでいるんですけども、もし何もないときに、新型コロナが収まったり、他の感染症が発生していないというような時には、またこの感染症対策の事務室は必要なくなるかと思いますので、そのときには別の使い方というのを検討していきたいなと思います。

○油原委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

別の使い方というのは、今の時点で特に想定しているわけではないっていう意味ですか。

○岡野企画課長

まだ具体に決めているわけではないんですけども、想定としては今の健康増進 課にある疾病対策グループというのがありますので、その辺が感染症対策を担う セクションになりますので、何もない通常時は疾病対策グループが2階の事務ス ペースを活用する。有事の際には、そこに感染症対策の人を集めるというような ことで想定はしております。

○椎塚委員

わかりました。ありがとうございます。

質疑でもあったんですけども、建設コストについてご説明いただいて、建設費が9億7,900万円、解体費が12億6,000万円というような、後藤議員の質疑の中であったんですが、そうすると、今、2階も含めて余裕スペースっていうのは何もない、通常の場合だと若干ある場合ですよね。

それ以外に、企画課長の答弁では多目的スタジオというのはそれほどかからないよっていうようなありましたけど、ちょっと金額云々というよりも、基本的にまだこういう保健センターの機能っていうのは、まだこれから需要的にはもちろん増えていくものだと思いますので、あえてこういう多目的スタジオ的なものではなくて、やはり柔軟に対応できるような形にしておいたほうがいいのではないのかなっていう考えもありますので、その辺の考え方はいかがですか。

特に、初めから全部そろえてスタートするんではなくて、若干、柔軟にスタートしてから市民の意見を聞きながら進めていくっていうやり方もあると思うんですけども、その辺の考え方を教えてください。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

今般の多目的スタジオの追加につきましては、こちら市長からの利便性や魅力の向上につながる施設になるようにということで見直しの指示がありまして、それに基づいて検討を進めてきたものでございます。

繰り返しになってしまいますが、基本設計の中で3階に主に高齢者を対象とした介護予防事業を行う場、比較的ゆったりとした体操とか、予防事業の場を確保していたところなんですけども、見直しの中では若い世代も含めてもう少しアクティブに、音楽に合わせた体操やダンス等、健康づくりのきっかけとなる幅広い事業を展開できるようにするため、防音仕様のスタジオを設けたいということで提案させていただいたものでございます。

こちらにつきましては、民間の同種の取組とかを見てると、非常に人気の高いような取組ということもお伺いしてますので、当初の設計に入れさせていただいたところです。

○油原委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

私は基本的に、ベーシックな建物の方がいいと思ってますんで、基本的には保 健センターの機能を充実させていただいたほうがいいのかなっていうふうな思い でおりますので、意見として言わせていただきます。

○油原委員長

その他ございますか。

大野委員。

○大野委員

再検討の中で、建設コスト、それから維持管理コストは、どんなふうに変わっ たのかを伺います。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

建設コストと維持コストということでございます。

今回の見直しによりまして、一番大きなところでは、ZEB化の採用を検討したいと、ゼロカーボンへのチャレンジということで、ZEB化の採用を提案させていただいたところです。

ただ、これによりまして、建設コストの増加も見込まれるところではあるんですけども、導入する場合のZEB化の仕様とか、導入ランクの検討にあたっては、もちろん費用対効果、初期投資の増加に対して、ZEB化することによるランニングコストの削減効果等を比較しながら、将来的なライフサイクルコストを慎重に見極めていく必要があるということで考えております。

増えた部分については、主に Z E B 化の部分ですね、 Z E B 化が採用されれば、今後の検討になるんですけど、 Z E B 化が採用された場合に、将来的な光熱水費の削減にも繋がってライフサイクルコストの仕組み、具体的に数字ではまだ出してないんですけども、 Z E B 化を採用することでライフサイクルコストのトータルでの縮減には繋がっていくものと考えております。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

具体的に概算事業としては、質疑にもありましたけども、検討する前の概算事業費、検討してからの概算事業費はお幾らですか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

見直し前の基本設計段階での総事業費については、これは繰り返しになりますが、12億5,964万4,000円でございます。

見直し後につきましては、先ほど申し上げました通り、見直しによってコストの増加が見込まれるものはZEB化のための建設工費費でありまして、環境省の試算によると、おおむね建設工事費の10%から18%程度が増加するであろうというような試算となっております。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

約12億6,000万円というようなお話ですが、それに対しての10から15%増という ことなんですか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

はい、あくまでも環境省の試算でありますけども、 Z E B 化することによって建設工事のコストが10%から18%程度増加することが見込まれるという数字が示されております。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

そうすると、10%ですと1億2,600万円、15%だと1億8,000万円ぐらいの増加ということですか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

単純にZEB化した時、仮に10から18の間の14%コストが増加するということで試算してみますと、1億3,580万円のコストの増加と、単純なイニシャルコストの増加が見込まれるところです。

ただ、先ほど申し上げました通り、ZEB化することによって、将来的な光熱水費の削減というのが期待できる部分もありますので、そういったところで初期投資の金額だけではなくて、将来的な光熱費の削減効果も見ながら、そういったのを計算した上で、トータルでライフサイクルコストを出した上で判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

ランニングコストが節約できるということなんですが、初期コストに1億3,000万先かかる中で、それがどれだけ見込めるかどうか疑問なわけなんですが、当初、再検討するときには、むしろ、建設コストが横ばいもしくは下げるような形で再検討するようなふうに思いましたもんでお尋ねしました。

再検討のポイントとして、職員や市民の声を掘り下げ、こういった施設に反映 或いは他自治体の先進事例を視察したということでありますけれども、以前のも のと再検討した上、つまり職員や先進事例をした後のものがどんなふうに変わっ たのかも、ちょっと繰り返しになりますけれども、お尋ねしたいと思います。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

今般の見直し作業におきましては、専門家から意見を聴取したり、他自治体の 先進事例を再度調べ直したり、あとは職員とか市民の声を聴き直したりというよ うな作業を行って参りました。

その上での変更点ということでありますが、先ほど伊藤議員へのお答えと同じになるんですけども、まず1階の部分では従来の健康づくり・子育て支援等の機能に加えまして、福祉関係業務も含めてワンストップ化を目指したこと、あとは

プライバシーを確保するため個室の相談室を新たに設置することとしたこと、2階につきましては新型コロナのような感染症の発症の可能性も踏まえまして、有事の際には2階フロアを感染症対策の拠点として機能させることができるよう、感染症対策に資する部署の設置を想定した事務スペースを設けたところです。

あと、3階につきましては、市民に便利に使ってもらいたいという思いから、 多目的スタジオを追加して、会議室も割り振りを変えたというような内容でござ います。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

それと、全員協議会でもちょっと出ましたけども、市民の声或いは市民目線での行政サービス、再検討のポイントになっておりますけれども、こういったものについて、どんなふうに意見、またどういった方々に声をいただいたのか。また、どういう結果になったのかをお尋ねしたいと思います。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

職員、市民の声の掘り下げというのも見直しの視点の一つとして取り組んで参りました。

まず、職員向けにつきましては、実際に健診業務に携わる保健師の皆さん、プラス保健師の皆さんでも今、健康増進課、保健センター業務から離れてる皆さんもいらっしゃいますので、そういった方も含めて保健師さんの意見をお伺いしたと。

あと、市の若手職員から若者感覚でどうなんだというところで意見をいただいたというところですね、あとはさんさん館、実際に母子保健とか母子の健診を利用される方々を対象に、さんさん館にお伺いしまして、さんさん館の利用者、お母さんに意見を伺ったというような取組を行って参りました。

また、専門家の意見として、実際に健診を行っていただいておりますお医者さん、先生の意見も伺っております。

そういうところにつきまして、例えば、専門家の意見であれば2階の健診スペースに洗面台を新たに設置することとした部分とか、あとはこれまで活用することを想定していなかった2階の陸屋根部分というのがあるんですけども、その部分を何らかの形で市民に喜ばれるような形で何か活用できないかというようなことでアイデアをいただいて、検討に加えることとしたところです。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

それから、まずその前に、対象人数或いは対象範囲とか、そういう形は、今の 説明或いは全員協議会の中での説明では、非常に少ないというふうに私は思って おります。 あえていいますが、市民の皆さんと一緒につくる龍ケ崎の新時代という形では、 最初の検討する事業としては、非常に乏しい、そんなふうに思います。

それと、答弁になかったように思いますが、市民目線での行政サービス、再検証というものについては、どういう検証をしたんでしょうか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

市民目線での行政サービスの再検証につきましては、今のプランで本当に市民 に対して有益な行政サービスが提供できるのかといった視点で再検証を行ってお ります。

従来の計画で、成人保健・母子保健に係る窓口相談機能とか、各種健診機能とか、子育てに関する手続き相談機能、こういった機能を新しい施設に集約することで市民の利便性向上が期待できるものということで考えて進めてきたところなんですけども、新たにもう1回、再度振り返って検証を行う中で、利用される市民の方々の動線はどうなのかというような視点で検討を行っております。

具体的に申し上げますと、今、健幸長寿課、主に地域包括支援センターに来られたお客様は高齢福祉に関する相談とかが多いそうなんですけども、場合によっては社会福祉課とか介護福祉課とか生活支援課などに取り次ぐケースもあるというような話を改めて伺っております。

そのような意見もありまして、さらに、今まで健康づくり・子育て・介護・介護予防、そういった機能に加えて福祉的な機能を持つ課についても新しい施設に集約した方がより市民の動線、利用される方々の動線としては、よくなるのではないか、本庁舎との行き来が少なくなるのではないかというような視点で考えたところです。

もちろん窓口関係、市民窓口課とか保険年金課の業務と関係深いところもありますので、そういったところはもちろん本庁舎に残すことになるんですけども、 集約した方がいいものについては、やはり健康づくりや福祉機能の集約ということは大きなコンセプトに掲げておりますので、新しい施設に集約すると、そういった検証を行った上で判断したところでございます。

以上です。

○油原委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度 龍ケ崎市一般会計補正予算(第15号)の所管事項について、執行部から説明願い ます。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、別冊35ページをお願いいたします。

報告第3号、処分第1号 令和3年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第15号)で ございます。

この予算につきましては、年度末における事業費の整理、地方債の整理のため、 令和4年3月23日付で専決処分を行わせていただいたものでございます。

予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,713万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ309億1,679万1,000円とするものでございます。あわせまして、繰越明許費、地方債について補正を行っております。

38ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の下の箱、(変更)でございます。

上から2段目、庁舎施設整備事業でございます。

こちらは270万円を減額し限度額を2,320万円とするものでございます。後で出て参りますが、対象事業費が350万円減額したことから、充当率75%で270万円の減となっております。

41ページをお願いいたします。

○木村市長公室長

歳入になります。

二つ目の箱です。

国庫支出金、総務費国庫補助金、総務管理費補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(喚起対策分)です。

財政課所管の庁内換気空調設備改修工事の事業費完了見込み額に合わせた充当額の更正となります。

同じく、地域振興分につきましては、企画課所管でまちなか元気アップ支援事業及びまちづくりクラウドファンディング応援事業の額確定に伴い、新たに充当しようとするものでございます。

同じく、生活支援分はこども家庭課所管の低所得のひとり親世帯に対する生活 支援特別給付金の額確定に伴い、充当額を更正するものです。

同じく、学童保育分は文化・生涯学習課所管で9月の臨時休校期間の学童保育ルーム改修にかかるもので額確定に伴い充当するものです。

同じく、拡大防止分は拡大防止物品の購入、自宅療養者への食料品等の配送及び重複罹患防止のインフルエンザ予防接種への補助にかかるもので、額確定により更正するものです。

同じく、教育対策分は教育センタートイレ工事、修学旅行キャンセル料助成等 にかかるもので額確定に伴い充当額を更正するものです。

同じく、経済対策分は感染症拡大防止対策等協力事業者支援事業にかかるもの で額確定により、充当額を更正するものであります。

3段下の箱になります。

繰入金、地域振興基金繰入金です。

収支状況が改善したことから、清掃工場等整備事業償還金の繰入を減額するものでございます。

○大貫総務部長

その下でございます。

一般会計繰越金です。

こちらは先ほど説明がありました、基金繰入の減などを調整するため、財源調整のため1,244万9,000円の計上でございます。

これによりまして、令和2年度の実質収支の残は1億3,000万円程度となったところでございます。

43ページをお願いいたします。

一番上の庁舎施設整備事業債につきましては、先ほど地方債の欄で説明させていただいた通り、270万円の減額となります。

45ページをお願いいたします。

歳出となります。

一番上、庁舎管理費でございます。

庁舎管理費につきましては、地方創生臨時交付金或いは地方債を利用して行っておりました、庁舎の換気空調設備の改修工事につきまして、額の確定により減額精算を行うものでございます。

その下、地域振興事業です。負担金、補助及び交付金、補助金となります。

まちづくりクラウドファンディング応援事業及び街なか元気アップ支援事業で、 事業額の確定に伴い不用額を減額するもので、歳入でもご説明した通り、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

その下、住宅取得支援事業ですが、こちらは龍ケ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金について、申請者の増加を受けて、その不足分を補正するものでございます。令和3年度の申請件数は179件となっております。

説明は以上です。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりました。

質疑等ありませんか。

別にないようですので、採決をいたします。

報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。